

自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引き
(引取業・フロン類回収業)

平成 29 年 5 月

那覇市 環境部 廃棄物対策課

目 次

I 自動車リサイクル法関連業の申請にあたって

1 自動車リサイクル法関連業	1
2 各事業者の役割と法の概念図	2
3 申請受付	3
4 申請手数料	3
5 引取業及びフロン類回収業の申請から登録までの流れ	3
6 登録後の注意点	4
(1)自動車リサイクルシステムへの登録	
(2)登録及び許可の更新	
(3)変更届出及び廃業届出	
(4)フロン類年次報告	
(5)標識の掲示	
7 各種申請(届出)時の提出書類及び注意事項	5

II 登録申請時の提出書類について

1 引取業者の新規・更新登録申請時の必要書類	7
2 フロン類回収業者の新規・更新登録申請時の必要書類	7

III 変更届出時又は廃業届出時の提出書類について

1 引取業者の変更届出時の必要書類	8
2 フロン類回収業者の変更届出時の必要書類	8
3 廃業届出時の必要書類	9

I 自動車リサイクル法関連業の申請にあたって

1 自動車リサイクル法関連業

使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条において、自動車のリサイクルに関連する事業として、引取業(第11項)、フロン類回収業(第12項)、解体業(第13項)、破砕業(第14項)(以下、「自動車リサイクル法関連業」という。)が規定されています。

那覇市でこれらの業を行うためには、那覇市長から、法第42条に基づく引取業の登録、法第53条に基づくフロン類回収業の登録、法第60条に基づく解体業の許可、法第67条に基づく破砕業の許可を受ける必要があります。

2 各事業者の役割と法の概念図

自動車リサイクル法関連業者の主な役割は次のとおりです。また、法律の概念図を次ページに示しています。

○引取業者

- ・最終所有者から車を「使用済自動車」として引き取り、フロン類の有無を確認する。
- ・フロン類が有る場合はフロン類回収業者へ、無い場合は解体業者に引き渡す。

○フロン類回収業者

- ・使用済自動車からフロン類を基準に従って適正に回収し、自動車メーカー又は輸入業者に引き渡す。
- ・フロン類回収後の使用済自動車を解体業者へ引き渡す。

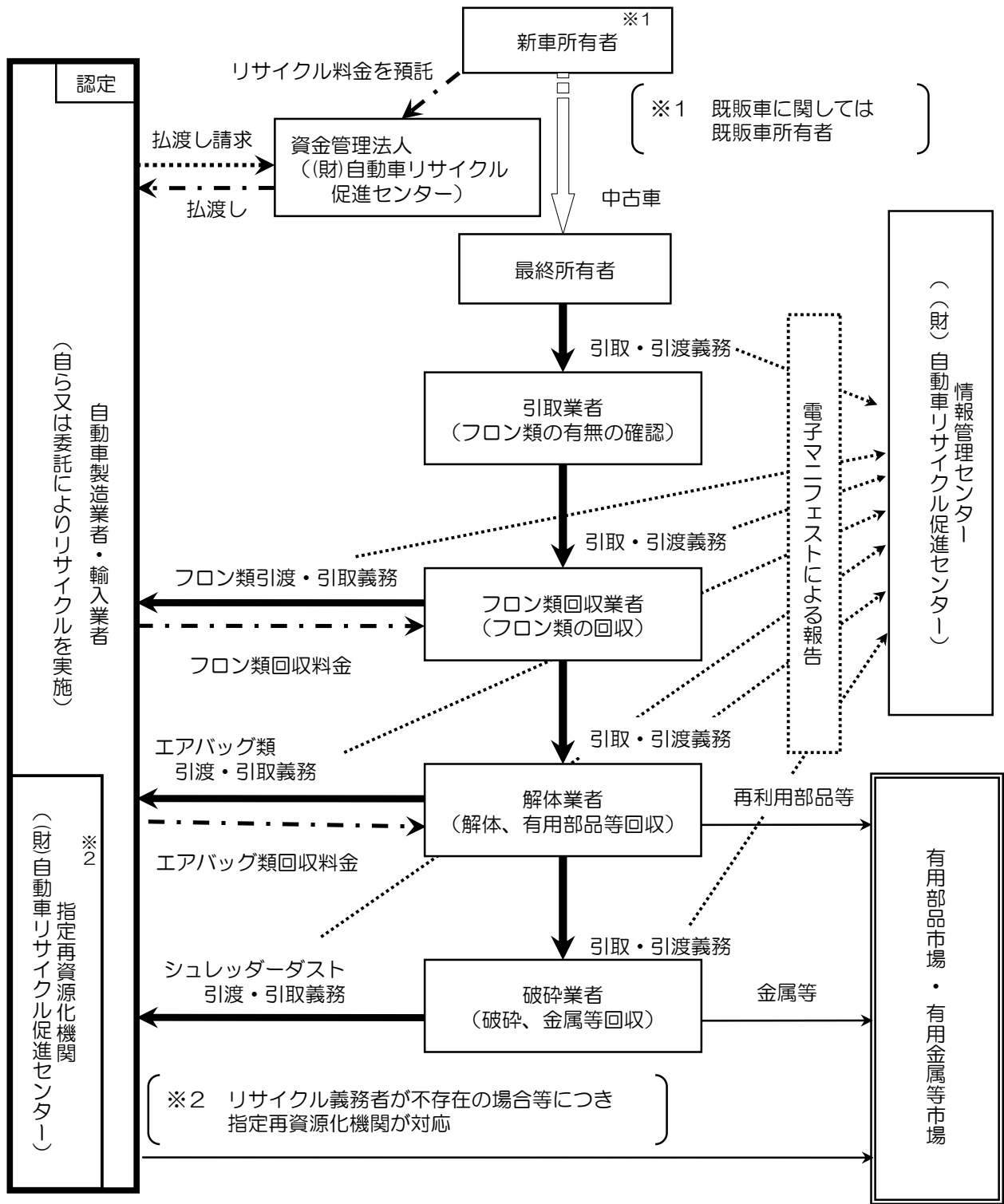
○解体業者

- ・フロン類が回収された使用済自動車を基準に従って適正に解体し、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯を回収する。また、エアバッグ類は回収して自動車メーカー又は輸入業者に引き渡すか、車上作動処理を行う。
- ・解体後の自動車(解体自動車)を破砕業者に引き渡す。

○破砕業者

- ・解体自動車の破砕前処理(圧縮・せん断処理)及び破砕処理(シュレッディング)を基準に従って適正に行う。
 - ・シュレッダーダスト(解体自動車の破砕後に残る廃棄物)を自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。
- ※ 各事業者が、使用済自動車、解体自動車又はシュレッダーダストについて、引取りまたは引渡しを行う際には、自動車リサイクルシステムへ電子マニフェストによる報告をしなければなりません。

◇◇ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図 ◇◇



(電子マニフェスト等による情報の流れ)
(使用済自動車等の流れ)
(金の流れ)

3 申請受付窓口

那覇市 環境部 廃棄物対策課
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話番号 098-951-3231 FAX 098-951-3230
* 申請の際には、事前に連絡の上、来庁ください。

4 申請手数料

(1) 手数料

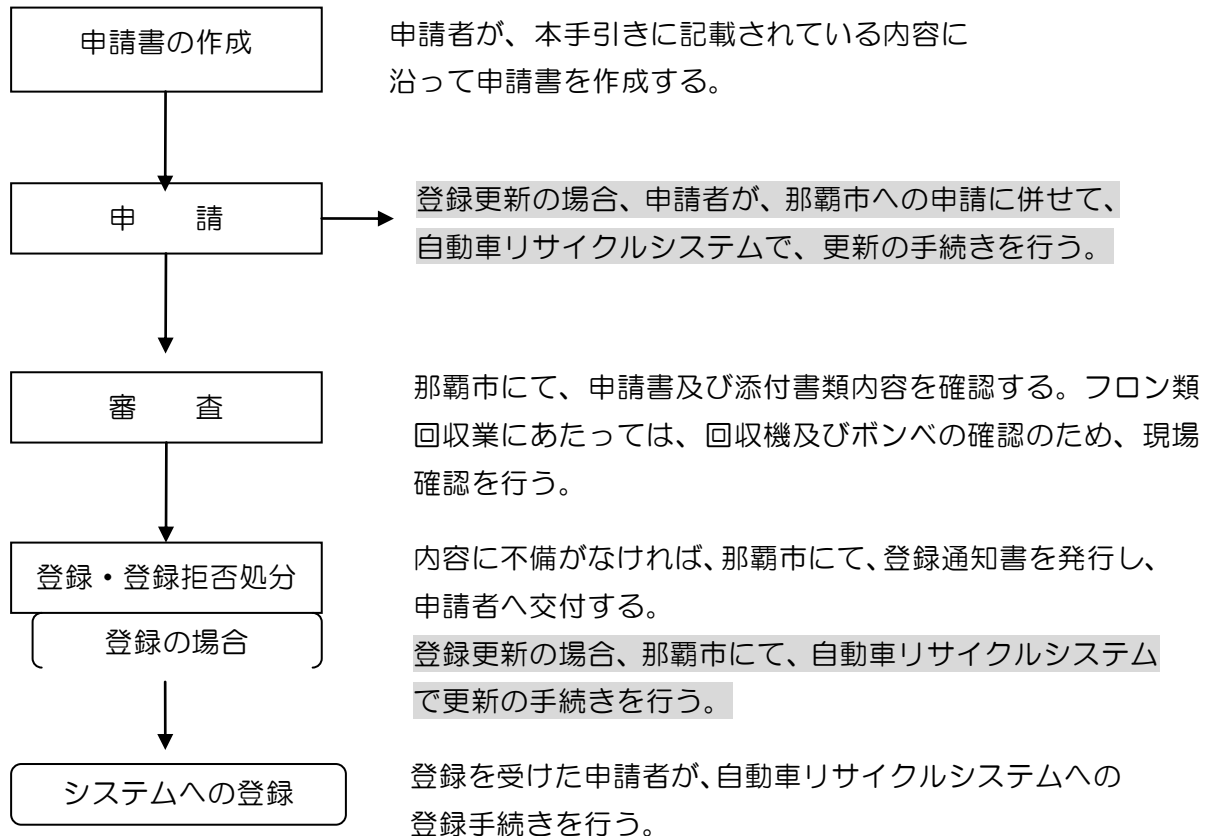
申請にあたっては、「那覇市手数料条例」の基づき、次の申請手数料が必要となります。

登録申請の種類		申請手数料の額(円)
引 取 業	新規登録	3,000
	更新登録	3,000
フロン類回収業	新規登録	5,000
	更新登録	5,000

(2) 納付方法

申請手数料は、所定の納付通知書にて申請当日に庁内の銀行で納付していただきますので、現金をご用意ください。

5 引取業及びフロン類回収業の申請から登録までの流れ



6 登録後の注意点

(1)自動車リサイクルシステムへの登録

自動車リサイクル法関連業の登録を受けた後は、必ず自動車リサイクルシステムへ登録して下さい。システムへの登録には、概ね1ヶ月程度の期間を要します。

なお、システムへ登録しない場合、移動報告(電子マニフェストの使用)が行えず、実質的に業を行う事ができません。詳しくは、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターへお問い合わせ下さい。

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター連絡先

TEL : 050-3786-8822

平日 / 9:00 ~ 18:00

URL : <http://www.jars.gr.jp>

(2)登録の更新

自動車リサイクル法関連業の登録の有効期間は5年間です。登録期限満了後も業を継続して行う場合は、更新申請を登録期限満了前に行って下さい。

また、登録の更新申請を行った段階で、自動車リサイクルシステム上でも必ず更新の手続きを行って下さい(※)。手続きを行わずに満了日を過ぎると、移動報告(電子マニフェストの使用)が行えなくなります。詳しくは、自動車リサイクルシステムへお問い合わせ下さい。

※平成27年4月1日以降、自動車リサイクルシステムの機能が変更され、事業者の更新手続きに加え、那覇市が登録の更新の旨を確認しなければ移動報告を行うことができなくなりました。那覇市での更新の登録申請受理後に、自動車リサイクルシステムの更新の手続きを行います。

(3)変更届出及び廃業届出

自動車リサイクル法関連業の登録を受けている者は、法で定められた事項に変更があった場合又は廃業した場合は、事実の発生から30日以内に必要な添付書類を添えて那覇市長へ提出して下さい。(手数料は発生しません)

(4)フロン類年次報告

フロン類回収業者の登録を受けている者は、毎年4月1日から4月30日の間に、前年度(前年4月1日~当年3月31日)のフロン類回収実績に関する報告を行う必要があります。

詳しくは、自動車リサイクルシステムへお問い合わせ下さい(連絡先は上記)。

(5)標識の掲示

自動車リサイクル法関連業者は、その事業所ごとの見やすい場所に、それぞれ次の事項を記載した標識(縦横 20cm 以上)を掲げなければなりません。

ア 引取業者が記載すべき事項

(i)引取業者である旨を示す内容

(ii)引取業者の氏名又は名称

(iii)引取業者の登録番号

記載例	
自動車リサイクル法に基づく登録事業者	
根拠法令	使用済自動車の再資源化等に関する法律 第 42 条
登録番号	2119*****
登録の種類	引取業者
事業所名称	***解体 (連絡先 098-***-****)

イ フロン類回収業者が記載すべき事項

(i)フロン類回収業者である旨を示す内容

(ii)回収しようとするフロン類の種類

(iii)フロン類回収業者の氏名又は名称

(iv)フロン類回収業者の登録番号

記載例	
自動車リサイクル法に基づく登録事業者	
根拠法令	使用済自動車の再資源化等に関する法律 第 53 条
登録番号	2119*****
登録の種類	フロン類回収業者
事業所名称	***解体 (連絡先 098-***-****)
フロン類の種類	CFC HFC

7 各種申請(届出)時の提出書類及び注意事項

(1)自動車リサイクル法関連業の登録申請、変更届出又は廃業届出時において必要な提出書類一覧を7ページ以降に示していますので、参考にして下さい。申請書様式については、那覇市廃棄物対策課のウェブページ上にて入手できます。

なお、申請を行政書士等に委任される場合は、委任状を提出してください

(2)申請書及び届出書の提出部数

正副2部を提出してください。(副本は、コピーでも可)

**** 注意事項 ****

各種申請書の記載等にあつては、次の事項に注意して下さい。

- 各種申請書の「事業所の名称及び所在地」については、那覇市内にある全ての事業所の名称及び所在地(地番)を記載して下さい。

なお、当該施設には、事務所(自動車リサイクル法関連業の事務処理を行う場所)、使用済自動車の引取を実施する場所、フロン類回収場所等が該当します。

- 自動車リサイクル法関連業のうち、異なる申請を同時に行う場合(例:引取業とフロン類回収業を同時に申請する場合)にあつては、住民票抄本等の公的書類は、そのうちの1つに原本を添付すれば、残りの申請書等にはその写し(コピーしたもの)でも構いません。

例:引取業とフロン類回収業を同時に申請する場合

引取業 → 公的書類は、原本を添付

フロン類回収業 → 公的書類は、引取業に添付した原本の写し(コピー)を添付

II 登録申請時の提出書類について

1 引取業者の新規・更新登録申請時の必要書類

必要書類	備考
1 引取業者登録(更新)申請書 <input type="checkbox"/>	・様式第一(第四十六条関係)
2 【申請者が個人の場合】 住民票抄本 <input type="checkbox"/>	・登記事項証明書、住民票抄本については発行後3ヶ月以内のものを提出すること
3 【申請者が法人の場合】 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>	
4 【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人である場合】 法定代理人の住民票抄本 <input type="checkbox"/>	
【法定代理人が法人である場合】 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>	
5 引取業登録申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 <input type="checkbox"/>	・残存フロン類の確認方法を記載した書類又は自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証の写し、業界団体が行う講習の受講修了証の写し等
6 事業所付近の見取り図 <input type="checkbox"/>	・全ての事業所について、周辺見取り図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと
7 誓約書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式1(引取業者用)

2 フロン類回収業者の新規・更新登録申請時の必要書類

必要書類	備考
1 フロン類回収業者登録(更新)申請書 <input type="checkbox"/>	・様式第三(第五十条関係)
2 【申請者が個人の場合】 住民票抄本 <input type="checkbox"/>	・登記事項証明書、住民票抄本については発行後3ヶ月以内のものを提出すること
3 【申請者が法人の場合】 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>	
4 【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人である場合】 法定代理人の住民票抄本(又は外国人登録済証明書) <input type="checkbox"/>	
【法定代理人が法人である場合】 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>	
5 フロン類の回収の用に供する施設の所有権を有することを証明する書類 <input type="checkbox"/>	・購入契約書、納品書、領収書の写し等 ・他者から借りている場合は上記の書類に加えて、借用契約書又は使用承諾書等の使用権原を証する書類も併せて添付すること
6 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 <input type="checkbox"/>	・当該設備の取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し等
7 事業所付近の見取り図 <input type="checkbox"/>	・全ての事業所について、周辺見取り図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと
8 誓約書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式1(フロン類回収業者用)

Ⅲ 変更届出時又は廃業届出時の提出書類について

自動車リサイクル法関連業の登録を受けている者は、下記の事項に変更があった場合、登録業者は事実の発生から30日以内に那覇市長へ変更届出書を提出しなければなりません。

添付書類の記載等にあたっては、各自動車リサイクル法関連業の「新規・更新登録申請時の必要書類」の備考欄を参考にして下さい。

1 引取業者の変更届出時の必要書類

届出書：様式第二(第四十八条関係)	<input type="checkbox"/>
誓約書：添付書類様式1(引取業者用)	<input type="checkbox"/>
変更事項	添付書類
【申請者が個人の場合】 ・氏名又は住所の変更	○ 住民票抄本 <input type="checkbox"/>
【申請者が法人の場合】 ・名称、住所又は役員の氏名の変更	○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>
【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人である場合】 ・法定代理人である個人の氏名又は住所の変更 【法定代理人が法人である場合】 ・法定代理人である法人の名称又は住所の変更	【法定代理人が個人の場合】 ○ 法定代理人の住民票抄本 <input type="checkbox"/> 【法定代理人が法人の場合】 ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>
・事業所の名称及び所在地	○ 変更のあった事業所付近の見取り図 <input type="checkbox"/>
・フロン類が含まれているかどうかを確認する体制の変更	○ 新たな確認方法を示す書類 <input type="checkbox"/>

2 フロン類回収業者の変更届出時の必要書類

届出書：様式第四(第五十三条関係)	<input type="checkbox"/>
誓約書：添付書類様式1(フロン類回収業者用)	<input type="checkbox"/>
変更事項	添付書類
【申請者が個人の場合】 ・氏名又は住所の変更	○ 住民票抄本 <input type="checkbox"/>
【申請者が法人の場合】 ・名称、住所又は役員の氏名の変更	○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>
【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人である場合】 ・法定代理人である個人の氏名又は住所の変更 【法定代理人が法人である場合】 ・法定代理人である法人の名称又は住所の変更	【法定代理人が個人の場合】 ○ 法定代理人の住民票抄本 <input type="checkbox"/> 【法定代理人が法人の場合】 ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>
・事業所の名称及び所在地	○ 変更のあった事業所付近の見取り図 <input type="checkbox"/>
・フロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力の変更(回収しようとするフロン類の種類の変更を伴うものに限る。)	○ 新たな設備の能力を示す書類 <input type="checkbox"/> ○ 新たな設備の所有権を示す書類 <input type="checkbox"/>

3 廃業届出時の必要書類

自動車リサイクル法関連業の登録を受けている者は、当該事業を廃業する場合は、事実の発生から30日以内に下記の書類を那覇市長へ提出して下さい。

業 種	必 要 書 類	備 考
引 取 業 者	<input type="checkbox"/> ○ 廃 業 届 出 書	・廃業届出書は第十四号様式(第11条関係)を使用すること ・登録通知書は直近で交付されたものを添付すること
フロン類回収業者	<input type="checkbox"/> ○ 登 録 通 知 書	

※ 廃業する場合には、使用済自動車又は解体自動車の処理残しが無いよう、引取りを行った車両については必ず引渡しを行い、自動車リサイクルシステム上でも電子マニフェストによる報告等の処理を行った後に、廃業届出を提出して下さい。